

海洋保護区のネットワークに関する勧告(仮訳)

地域を代表するようなネットワークを2012年までに設立することを含め、国際法と整合した形で、かつ可能な限り科学的な知見・情報を活用して、場合によっては海洋保護区を設定することも含む、脆弱な海洋生態系の保全と管理のための様々なアプローチや手法の活用を開発・促進するという、WSSD2002におけるコミットメントを実行するためには、努力が引き続き必要なことを認識し、

国レベル及び地域レベルでの海洋保護区の設立を含む、海洋と沿岸の生物多様性保全に関する活動計画について詳細に検討した第7回生物多様性条約締約国会議の決議VII/5について言及し、

海洋保護区の位置付けや考え方は、ある国や地域では、多くの場合NGOや科学者、先住民、地域住民の協力を得て海洋保護区を設定するなど先行しているが、他にはまだ設定に向けて途上の国もあるなど、ICRIメンバー国や各地域の間で非常に異なることを認識し、

サンゴ礁の劣化を止め、あるいは逆転させる目的で、すべてのレベルの主体は、脆弱なサンゴ礁及び関連生態系の保全と効果的な管理のための海洋保護区ネットワークの開発のために、最善の努力を行うことが何よりも必要であることに言及し、

ICRIは、各メンバーに以下について奨励する、

適切な科学的根拠に基づく、国際法と整合した、生態系保全を基本とした管理手法を適用することを通じて、地域や国を代表するような、サンゴ礁や関連生態系を含む海洋保護区のネットワークを構築し、効果的に管理していくための緊急的な行動を起こすこと。その中には以下の事項が含まれるが、これだけに限定されるものではない。

- 1) 地域内及び地域間の協力を、とりわけ、ICRI総会を含む、関連するネットワークやパートナーシップ、会議を活用して、促進する
- 2) 海洋保護区ネットワークを設定することが有効なサンゴ礁及び関連生態系を含む海洋並びに沿岸域を選定するためのエコロジカル・クライテリアを適用する
- 3) 既存のまたは計画中の、サンゴ礁及び関連生態系を含む海洋保護区に関する、世界保護地域データベースのような、地球規模の、または地域レベルの、地理的情報を含むデータベースの活用を推進する
- 4) 地域を代表するネットワークの構築という目標達成のために必要な、既存の海洋保護区でカバーされていない海域の特定のため、これらの既存データベースの情報及び

追加的な分析を活用する

- 5) 既存の海洋保護区が各々の設置目的を効果的に満たしているかどうかを評価し、その結果を海洋保護区の管理の向上のために用いる
- 6) 自国の海洋保護区ネットワーク、特にサンゴ礁や関連生態系を含むネットワークの拡大や管理の改善について政治的・経済的に真剣に取り組んでいる国を支援し、これら海洋保護区ネットワークの長期的、経済的持続性を確保するという目的で、二国間及び多国間支援を促す
- 7) 生物多様性の保全、持続可能な資源利用、文化的な価値及び活用を促進する海洋保護区ネットワークの開発に当たっては、広域・統合的な沿岸・海洋管理の枠組みの中で、生態系保全を基本とした管理手法の適用を推進する